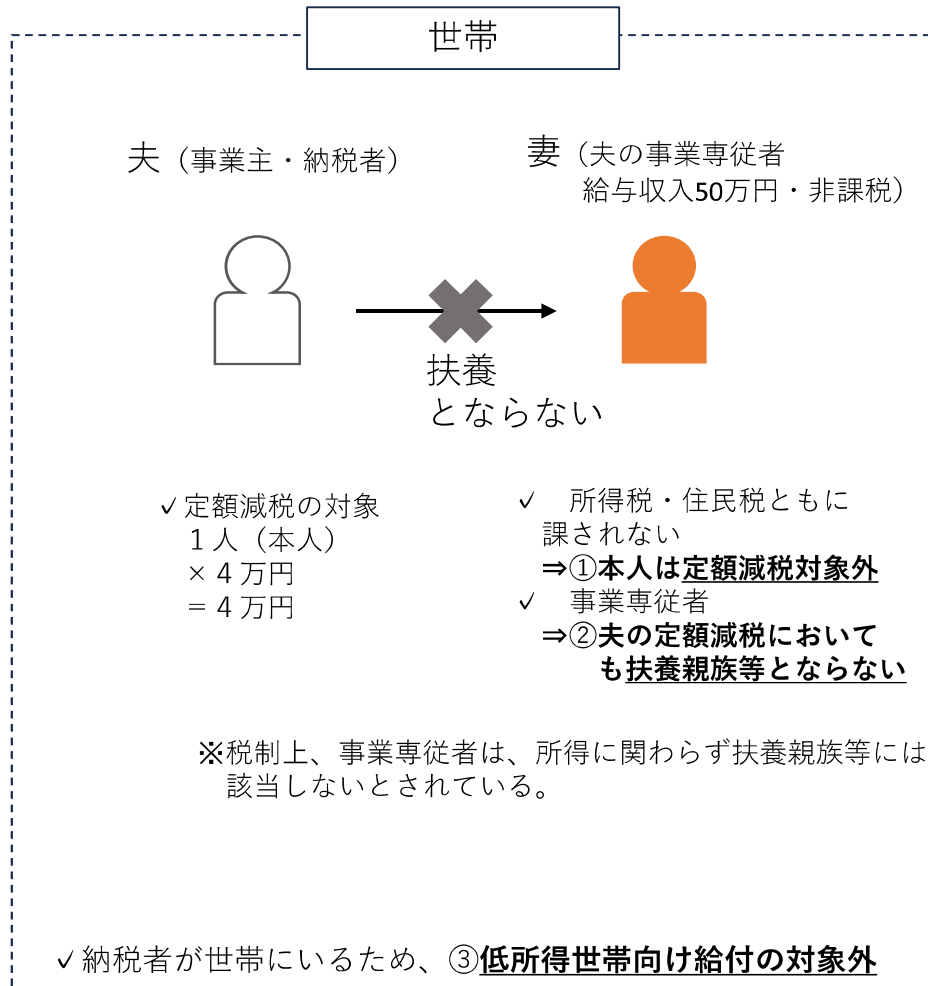


不足額給付Ⅱ（対象者のイメージ）

<ケース①>

（例）夫（個人事業主）・妻（事業専従者）の世帯

Ex.) 納税者である夫の個人商店を手伝う事業専従者（配偶者控除・扶養控除の対象とならない）の妻であって、自身の給与収入が概ね100万円に満たない（所得税・住民税が課されない）場合



<ケース②>

（例）父・息子（納税者）・息子の妻の世帯

Ex.) 公的年金収入が158万円（合計所得金額48万円）超、概ね170万円以下（所得税・住民税が課されない）である65歳以上の高齢者が、納税者である息子等と同居している場合

